(vi) ポリカーボネート（別名ＰＣ）のくず
(vii) ポリエーテルのくず
(viii) (i)から(vii)までに掲げる物以外の重合体（ハロゲン化されていないものに限る。）のくず
(2) 主として次に掲げる樹脂又は縮合物（硬化されたものに限る。）のみから成るプラスチックのくず
(i) 尿素ホルムアルデヒド樹脂（別名ユリア樹脂）のくず
(ii) フェノールホルムアルデヒド樹脂（フェノール樹脂）のくず
(iii) メラミンホルムアルデヒド樹脂（別名メラミン樹脂）のくず
(iv) エポキシ樹脂のくず
(v) アルキド樹脂のくず
(vi) (i)から(v)までに掲げる物以外の樹脂又は縮合物（硬化されたものに限る。）のくず
(3) 主として次に掲げるふっ素化重合体のみから成るプラスチックのくず（製造されてから輸出又は輸入されるまでの間、使用されたことがないものに限る。）
(i) パーフルオロアルコキシアルカンのくず（テトラフルオロエチレン―パーフルオロアルキルビニルエーテル（別名ＰＦＡ）及びテトラフルオロエチレン―パーフルオロメチルビニルエーテル（別名ＭＦＡ）を含む。）のくず
(ii) パーフルオロエチレン―プロピレン（別名ＦＥＰ）のくず
(iii) ふっ化ポリビニル（別名ＰＶＦ）のくず
(iv) ふっ化ポリビニリデン（別名ＰＶＤＦ）のくず
ロ ポリエチレン（別名ＰＥ）、ポリプロピレン（別名ＰＰ）又はポリエチレンテレフタレート（別名ＰＥＴ）のみから成るプラスチックのくずの混合物であって、別表第一の二の項第三号に掲げる処分作業（再生利用するために調製されたものに限る。）が予定され、かつ、ほとんど汚染されていないもの

二～四　（略）

（略）

(9) ポリブチレンテレフタラートのくず
(10) ポリカーボネートのくず
(11) ポリエーテルのくず
(12) ポリ硫化フェニレンのくず
(13) アクリルの重合体のくず
(14) アルカン（炭素数が十から十三までのものであって可塑剤であるものに限る。）の重合体のくず
(15) ポリウレタンのくず（クロロフルオロカーボン類を含まないものに限る。）
(16) ポリシロキサン（別名シリコーン）のくず
(17) ポリメチルメタクリラートのくず
(18) ポリビニルアルコールのくず
(19) ポリビニルブチラールのくず
(20) ポリビニルアセタート（別名酢酸ビニル樹脂）のくず
(21) (1)から(20)までに掲げる物以外の重合体又は共重合体（ハロゲン化されていないものに限る。）のくず
ロ 樹脂又は縮合体のくずであって次に掲げる物（硬化されたものに限る。）
(1) 尿素ホルムアルデヒド樹脂（別名ユリア樹脂）のくず
(2) フェノールホルムアルデヒド樹脂（別名フェノール樹脂）のくず
(3) メラミンホルムアルデヒド樹脂（別名メラミン樹脂）のくず
(4) エポキシ樹脂のくず
(5) アルキド樹脂のくず
(6) ポリアミドのくず
ハ 製造されてから輸出又は輸入されるまでの間、使用されたことがないふっ素化重合体のくずであって次に掲げる物
(1) パーフルオロアルコキシアルカンのみから成るくず
(2) パーフルオロエチレン―プロピレン（別名ＦＥＰ）のみから成るくず
(3) テトラフルオロエチレン―パーフルオロプロピルビニルエーテル（別名ＰＦＡ）のみから成るくず
(4) テトラフルオロエチレン―パーフルオロメチルビニルエーテル（別名ＭＦＡ）のみから成るくず
(5) ポリふっ化ビニル（別名ＰＶＦ）のみから成るくず
(6) ポリふっ化ビニリデン（別名ＰＶＤＦ）のみから成るくず

二～四　（略）

（略）